

平成 29 年度  
私 立 幼 稚 園  
就園奨励費補助金のお知らせ  
(保育料等の減免について)

金沢市では、私立幼稚園にお子さまを通園させている保護者の負担を軽減するため、幼稚園を通じて、保育料・入園料の一部を補助しています。

このお知らせをご覧になり、通園されている幼稚園に申請書を提出してください。

## 対象園児

### ◆金沢市に住民登録があり、幼稚園に通園している幼児

※金沢市以外にお住まいの方は対象になりません。お住まいの市町村にお問い合わせください。

対象となるのは、

- 3歳児（平成25年4月2日～平成26年4月1日生）、
- 4歳児（平成24年4月2日～平成25年4月1日生）、
- 5歳児（平成23年4月2日～平成24年4月1日生）及び満3歳の誕生日以降入園した幼児です。

## 〈問い合わせ先〉

通園している幼稚園又は

金沢市福祉局 こども政策推進課 就園奨励費担当

TEL 076-220-2299

# 1 補助対象となる世帯と補助額

## (1) 補助対象となる世帯と補助額

補助額は、平成29年度の世帯の市町村民税所得割額(注1)に応じて決定します。

対象となる世帯		対象園児	補助限度額
平成29年度の市町村民税額(所得割額)	第Ⅰ階層 生活保護法の規定による保護を受けている世帯(注2)	第1子	年額 308,000円
		第2子	年額 308,000円
		第3子以降	年額 308,000円
	第Ⅱ階層 市町村民税が非課税となる世帯及び市町村民税の所得割が非課税となる世帯	第1子	年額 272,000円
		第2子	年額 308,000円
		第3子以降	年額 308,000円
	第Ⅲ階層 市町村民税の所得割課税額が34,500円以下となる世帯	第1子	年額 139,200円
		第2子	年額 308,000円
		第3子以降	年額 308,000円
	第Ⅳ階層 市町村民税の所得割課税額が34,500円を超え171,600円以下となる世帯	第1子	年額 62,200円
		第2子	年額 185,000円
		第3子以降	年額 308,000円
	第Ⅴ階層 市町村民税の所得割課税額が171,600円を超える世帯	第2子	年額 154,000円
		第3子以降	年額 308,000円

(1) ①生計を一にする兄弟等がいる場合、その兄弟等から第1子とカウントします。また、第Ⅱ階層・第Ⅲ階層については、(2)ひとり親世帯等に該当する場合、補助限度額は右表の額となります。

(3) ①～③すべての要件を満たす場合、補助限度額が308,000円まで引き上がります。

(1) ②同一世帯において小学校3年生までの兄弟等がいる場合(未就学児の場合は幼稚園等を同時に利用している兄弟に限ります)、その兄弟から第1子とカウントします。

対象園児が第何子に該当するかについては、階層ごとに異なります。

### ① 第Ⅰ階層、第Ⅱ階層、第Ⅲ階層に該当する世帯

生計を一にする兄や姉等がいる場合、年齢に関係なくその兄弟等から第1子としてカウントします。

### ② 第Ⅳ階層、第Ⅴ階層に該当する世帯

同一世帯において小学校3年生までの兄弟等がいる場合(未就学児の場合は幼稚園等(注3)を同時に利用している兄弟に限ります)、その兄弟から第1子としてカウントします。

(注1) 市町村民税所得割額については、下記の要件で判定します。

(1) 年少扶養控除(0～15歳)・特定扶養控除上乗せ部分(16～19歳)廃止前の市町村民税所得割額

(2) 住宅借入金等特別税額控除を市町村民税で控除される方は控除前の市町村民税所得割額

なお、所得が父母ともにある世帯などは、それぞれの市町村民税所得割額の合計額で判定します。

また、祖父母等が家計の主宰者と認められる場合には、祖父母等の市町村民税所得割額も合算します。

(注2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている方の世帯も含まれます。

(注3) 幼稚園の他に保育所・認定こども園・家庭的保育事業等・県立ろう学校幼稚部・児童発達支援(そよかぜ、わくわく、ひまわり教室、医王病院、エイブル・ベランダBe等)に通所・通園している就学前児童の兄弟等がいる場合、その兄弟もカウントの対象となります。

※これら以外の施設についてはお問い合わせください。

○兄弟が上記に該当する場合は、いずれかの書類(コピー)を申請書に添付してください。

・県立ろう学校幼稚部に在学している場合

→ 在学証明書

・上記の障害のある方の通園施設を利用している場合

→ 在籍(契約)証明書  
通所受給者証

## (2) ひとり親世帯等と補助額

(1)の第Ⅱ階層又は第Ⅲ階層に該当する世帯で、ひとり親世帯(注4)、在宅障害児(者)のいる世帯(注5)等に該当する場合には、下表の補助限度額となります。

対象となる世帯	対象園児	補助限度額
第Ⅱ階層	第1子	年額 308,000円
	第2子	年額 308,000円
	第3子以降	年額 308,000円
第Ⅲ階層	第1子	年額 272,000円
	第2子	年額 308,000円
	第3子以降	年額 308,000円

(注4) 配偶者がおらず現に児童を扶養している場合をいいます。

別居等により世帯が別であっても、配偶者がいる場合には、原則としてひとり親世帯には該当しません。

(注5) 同一世帯の中で障害児(者)に該当する方がいる場合、その方の手帳等(コピー)を申請書に添付してください。(いずれも在宅の場合に限ります。)

身体障害者手帳の交付を受けた方	→	身体障害者手帳
療育手帳の交付を受けた方	→	療育手帳
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方	→	精神障害者保健福祉手帳
特別児童扶養手当の支給対象児童	→	特別児童扶養手当証書 (対象児童の名前が記載されていること)
国民年金の障害基礎年金の受給者等	→	年金証書

## (3) 18歳未満の児童が3人以上いる世帯と補助額

① 18歳未満(平成11年4月2日以降生まれ)の児童が3人以上いる世帯であること

② 幼稚園に通園している幼児が、18歳未満の児童から数えて3人目以降であること

③ (1)の第Ⅳ階層の第1子又は第2子に該当すること

①～③すべての要件を満たす園児については、補助限度額が308,000円まで引き上がります。

(1)、(2)、(3)いずれも、

・補助額は、幼稚園に納めた保育料・入園料の合計を限度として交付します。

・途中入園・退園等の場合は、在園月数に応じて次の算式により補助額を月割で算定します。

【入園料が発生する年度】

補助限度額(年額) × (保育料の支払月数 + 3) ÷ 15(100円未満を四捨五入)

【入園料が発生しない年度】

補助限度額(年額) × (保育料の支払月数) ÷ 12(100円未満を四捨五入)

満3歳児の場合は、3歳の誕生日を迎えた翌月分から(誕生日が1日の場合は当月分から)補助の対象となります。

※世帯に変更があったときは、補助額が変更となる場合がありますので、幼稚園又は金沢市こども政策推進課までご連絡ください。

## 2 申請の手続

「平成29年度私立幼稚園保育料等減免措置申請書」の太枠の必要箇所に記入・押印し、通園している幼稚園に7月7日（金）までに提出してください（申請書裏面の記入例を参考にしてください）。（期限厳守）

### ● 平成29年1月1日現在において金沢市に住民登録のある方

市町村市民税額を証明する書類の添付は不要です。申請書のみ提出してください。

※所得の申告をしていない方は、税務署又は金沢市に至急申告してください。

### ● 平成29年1月1日現在において金沢市に住民登録のない方（単身赴任の方を含む）

次のいずれかの書類（コピー可）を申請書に添付してください。

なお、世帯の中で2人以上申請書を提出された場合は、下記の必要書類を最年長者のみに添付してください。

※父母それぞれの書類の添付が必要です。

- 「平成29年度給与所得等に係る市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」→ 給与所得者（注6）
- 「平成29年度市町村民税・県民税税額決定納税通知書」（課税明細書のページも必要）→ 事業所得者等（注6）
- 「平成29年度市町村民税・県民税所得課税証明書」（税額・所得控除の内訳がわかるもの）  
又は「非課税証明書」  
・平成29年1月1日に住民登録があった市町村から取り寄せてください。
- 平成29年1月1日に国内に住所がなかった方は、平成28年中の収入がわかるもの（給与証明書等）を添付してください。

※所得の申告をしていない方は、平成29年1月1日の住所地の税務署又は市町村に至急申告し、証明書を添付してください。

（注6）「平成29年度給与所得等に係る市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」は勤務先へ、「平成29年度市町村民税・県民税税額決定納税通知書」は本人あてに、おむね6月中に送付される予定です。

## 3 途中入園・退園の手続

平成29年7月7日（金）以降に入園した場合は、申請書を幼稚園に至急提出してください。

なお、申請書に添付する書類は「2 申請の手続」を参照してください。

年度途中で他の幼稚園に転園した場合は、新しい幼稚園であらためて申請書を提出してください（金沢市内間で転園した場合も、新しい幼稚園にあらためて申請書を提出してください）。

## 4 認定結果及び補助金支給について

### ● 認定結果について

- 締切（7月7日）までに申請書を提出した場合 → 平成29年10月中に幼稚園に通知します。
- 締切以降に申請書を提出した場合 → 平成30年2月中に幼稚園に通知します。  
（途中入園・満3歳児入園等）

平成29年度分の補助金については、平成30年2月の通知以降は認定できませんので、申請される方は幼稚園が定める期限までに提出してください。

※市町村民税額が不明な場合は、認定が遅れたり認定できないことがあります。

詳しくは金沢市こども政策推進課（TEL：076-220-2299）までお問い合わせください。

### ● 補助金の支給について

認定者の分を金沢市から一括して幼稚園あてに支給します。

保護者は幼稚園を通し、補助金を受給していただくことになります。

幼稚園から保護者への支給時期については、直接幼稚園へお問い合わせください。

- 締切までに申請書を提出した場合 → 平成29年10月末に幼稚園に支給します。
- 締切以降に申請書を提出した場合 → 平成30年3月初旬に幼稚園に支給します。

（途中入園・満3歳児入園等）

※年度途中で修正申告等により市町村民税額が変更になる場合は、補助額を変更する場合があります。